

第7章 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域で支え合う地域包括ケアシステムの推進

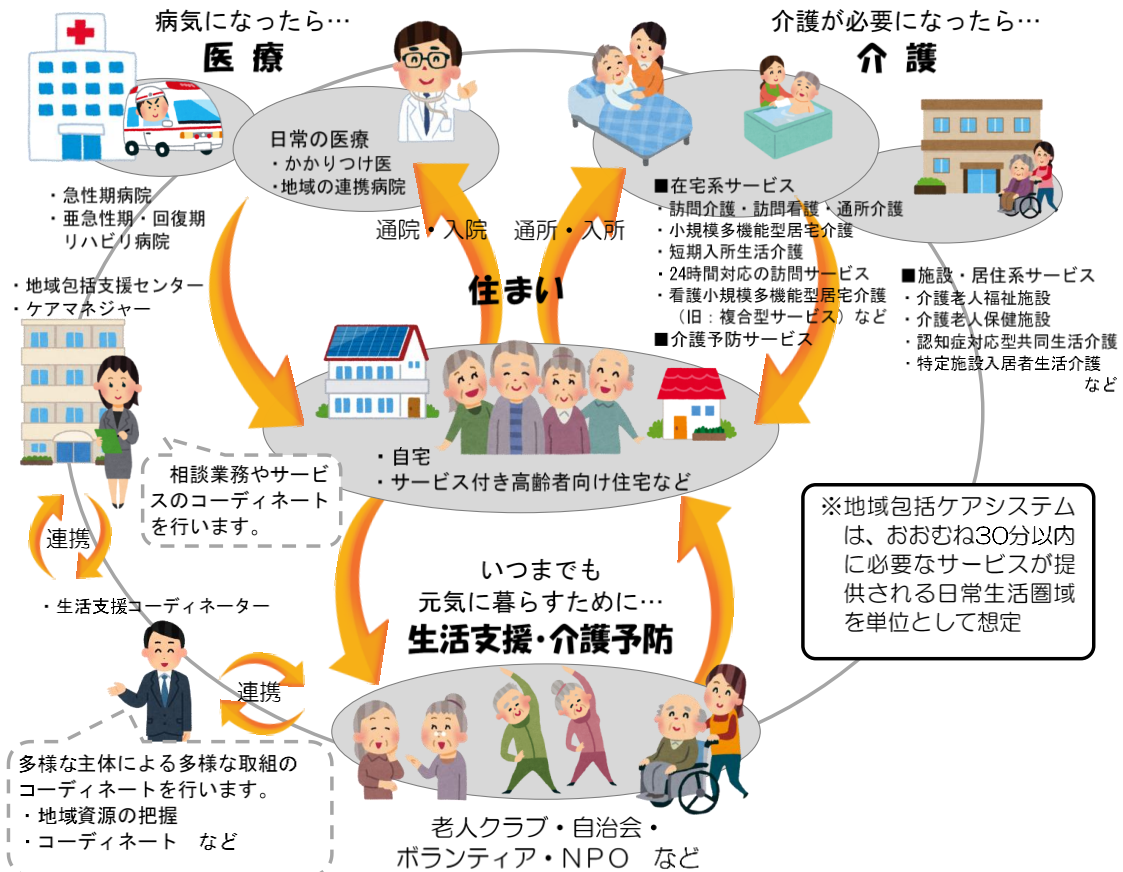
高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的で、地域で包括的な支援・サービス提供体制づくりの構築を目指してきましたが、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加等により、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、様々な住民の参画による地域共生社会の実現を図るための体制づくりの強化が必要となっています。

これまで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に提供することができる地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできました。

第7期計画では、高齢者だけでなく障害のある方や子育て世代等も含めた地域共生社会の実現を視野に入れながら、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組、医療・介護の連携の推進及び多様な生活支援・介護予防サービスの体制を整備します。

地域包括ケアシステム
 団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みが地域包括ケアシステムです。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】



（1）地域包括支援センター活動支援

地域包括支援センターは、身近な総合相談窓口をはじめ、地域で暮らす人たちを介護予防や医療、生活など様々な側面から支援するための中心的な機関です。

現在、本市では12か所の地域包括支援センターを設置しており、総合相談支援や介護予防のケアプラン作成、介護予防教室の実施、権利擁護業務等を実施しています。

①総合相談・支援事業

介護サービスだけではなく、保健、福祉、医療及び生活に関する様々な相談内容に対応するとともに、訪問等により高齢者と家族の実態を把握し、必要なサービスにつなげる支援を行います。

②権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者虐待の防止や権利擁護のための適切な支援を行います。

③包括的支援・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者の地域における生活を支援するために、介護支援専門員と主治医をはじめ、多職種との連携を図り、包括的・継続的なケアマネジメントを行うための支援を行います。

④予防給付・介護予防事業のケアマネジメント事業

要支援者（予防給付）と介護予防・生活支援サービス事業対象者への介護予防サービスの提供が効果的かつ効率的に実施されるよう、ケアプランの作成とサービス利用の評価等を行います。

○石巻市地域包括支援センター（12か所）

名 称	担当地区	電話番号	住 所
石巻市中央地域包括支援センター	石巻・中央	21-5171	石巻市大街道西三丁目1番28号
石巻市稲井地域包括支援センター	稲井・住吉	93-8166	石巻市大瓜字箕輪17番地
石巻市蛇田地域包括支援センター	蛇田	92-7355	石巻市蛇田字小斎61番地1
石巻市山下地域包括支援センター	山下・釜・大街道	96-2010	石巻市山下町二丁目1番5号
石巻市渡波地域包括支援センター	渡波・荻浜	25-3771	石巻市新成一丁目7番地1
石巻市湊地域包括支援センター	湊	90-3146	石巻市大橋三丁目1番地3
石巻市河北地域包括支援センター	河北	61-1252	石巻市大森字内田1番地28
石巻市雄勝地域包括支援センター	雄勝	61-3732	石巻市雄勝町小島字和田123番地
石巻市河南地域包括支援センター	河南	86-5501	石巻市鹿又字八幡前15番
石巻市ものう地域包括支援センター	桃生	76-5581	石巻市桃生町中津山字八木46番地3
石巻市北上地域包括支援センター	北上	61-7023	石巻市北上町十三浜字吉浜266番地
石巻市牡鹿地域包括支援センター	牡鹿	44-1652	石巻市鮎川浜清崎山7番地

（2）地域包括ケアのコーディネート

地域包括支援センターの役割等の認知度が高まる中、介護や生活に関する相談や高齢者虐待、認知症高齢者等の処遇困難事例への対応が増加しています。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを実現するための中心的役割を担っていることから、今後も引き続き、豊富な経験や専門的知識・技術を有する職員の確保・育成に努め、総合相談や高齢者の権利を守る取組等を行います。

また、地域ケア会議や研修会により各地域包括支援センターとの連携を図るとともに、地域住民をはじめ、介護サービス事業者や多職種間の連携体制を強化し、高齢者への包括的・継続的な支援を行います。

（3）地域ケア会議等の推進

地域包括支援センターが行う地域ケア会議において、多職種の協働による個別ケースの支援を通じて個別課題の解決を図るとともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援や地域課題の把握等を行います。

また、関係機関とのネットワークを構築し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを行うことにより、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう支援していきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域ケア 会議	開催回数 (回)	44	53	15	20	20	20
	参加延べ人数 (人)	574	547	200	300	300	300

（4）相談体制の充実

高齢になっても、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境を確保するために、各地区の地域包括支援センターを中心として、県や国保連合会とも連携した身近な相談体制を強化します。

また、本庁の介護保険課、福祉総務課及び健康推進課をはじめとして、河北、雄勝、河南、桃生、北上及び牡鹿の各総合支所並びに渡波、稲井、荻浜及び蛇田の各支所においても相談体制の充実を図ることにより、質の高い対応ができるように努めます。

（5）避難行動要支援者対策

災害発生時における避難行動要支援者（高齢者や障害者等）の安否確認や避難誘導を迅速に行うため、町内会や自主防災組織、行政区等による「支援体制づくり」を推進していきます。

また、避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報に配慮しながら、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、地域における避難支援等関係者の協力を得ながら個別支援計画の作成を進めます。

（6）地域住民、ボランティア等による多様なサービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健・福祉・医療・介護の各サービスを担う専門職相互の連携を強化するとともに、地域住民と地域で活動しているボランティア団体やNPO団体等との連携が重要です。

今後も、地域で活動する様々な団体や生活支援コーディネーターなどと連携を強化し、地域における支え合いの体制づくりを支援します。

2 認知症本人・家族への支援の充実

要支援・要介護認定者や認知症高齢者は増加傾向にあり、本市においても今後更なる増加が見込まれることから、施策の充実を図る必要があります。

認知症高齢者とその家族が安心して地域で生活できるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。

さらに、認知症ケアパスや認知症サポーター及びキャラバンメイトを養成し、認知症に関する正しい知識の普及啓発活動を行っています。

アンケート調査結果によると、在宅認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度は、誰かの見守りがあれば自立可能な人は約4割で、介護が必要な人は約1割と、約半数は支援や見守りが必要な状況です。

また、介護者が在宅介護を継続するに当たって、認知症の症状に対する対応に最も不安と感じており、認知症高齢者とその家族の不安や負担軽減のために、地域で認知症高齢者を支援する体制づくりが必要となっています。

今後も、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症に対する正しい理解を深め、認知症本人とその家族への支援を推進します。

○全国の認知症高齢者数の将来推計

	平成 24 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
各年齢の認知症有病率が一定の場合	462 万人 15.0%	517 万人 15.2%	602 万人 16.7%	675 万人 18.5%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合	462 万人 15.0%	525 万人 15.5%	631 万人 17.5%	730 万人 20.0%

出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）より内閣府作成

○本市の認知症高齢者数の実績と将来推計

日常生活自立度判定基準	実 績			見 込 み		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
Ⅱ a ～ Ⅱ b レベル	2,882 人	2,905 人	2,978 人	3,335 人	3,551 人	3,781 人
Ⅲ a レベル以上	3,030 人	3,241 人	3,928 人	3,881 人	4,132 人	4,400 人
認知症高齢者数	5,912 人	6,146 人	6,906 人	7,216 人	7,683 人	8,181 人

出典：担当課調べ 各年9月末現在 ※判定基準は27ページ参照

（１）認知症への理解を深めるための普及・啓発

①認知症講演会

一般住民及び関係者の認知症に関する理解を高め、認知症に対する偏見を払拭し、当たり前の病気としての意識づけを図るため、講演会を開催します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開 催 回 数 (回)	3	4	3	2	2	2
参加延べ人数 (人)	342	342	420	200	200	200

②認知症カフェの開催

認知症の方やその家族が、お茶を飲みながら、認知症に関するミニ講話を聞いたり、相談や情報交換ができる居場所として地域包括支援センターが実施しています。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開 催 回 数 (回)		25	33	35	35	35
参加延べ人数 (人)		132	105	140	157	175

③認知症簡易チェックシートの活用

市のホームページ上に認知症簡易チェックサイトを開設しており、本人や家族それぞれの立場でチェックがいつでもでき、認知症の早期気づきと必要な支援につなぐ窓口となっています。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
アクセス数		6,069	5,304	5,400	5,400	5,400

④認知症ケアパスの普及・啓発

認知症の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかの概略を示した「認知症ケアパス」を作成しており、認知症講演会や、地域包括支援センター等の窓口で配布することにより普及・啓発を図ります。

（２）認知症地域支援推進員活動の充実

各地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方の状態に応じたサービスを提供できるよう関係機関と連携を図ります。

（３）認知症初期集中支援推進事業の充実

認知症が疑われる方や専門医につながらない方などを対象に、認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、支援の検討や必要時訪問を行います。

また、訪問内容を関係機関に情報提供することで、初期支援を包括的、集中的に実施し、早期診断及び早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開 催 回 数 (回)	10	12	12	12	12	12
検 討 延 べ 件 数 (件)	30	51	55	55	55	55

（４）認知症サポーター・キャラバンメイトの養成

平成 17 年度から開始している認知症サポーター100 万人キャラバンに沿って、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、認知症サポーター及びキャラバンメイトを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
講 座 開 催 数 (回)	32	40	38	36	36	36
受 講 者 数 (人)	799	1,057	808	928	928	928
キ ャ ラ バ ン メ イ ト 養 成 講 座 受 講 者 数 (人)	15	17	5	5	5	5

（5）認知症相談の実施

「認知症」を身近に相談できる仕組みづくりとして、認知症初期の段階で早期に発見し、専門機関へつなげられるよう、認知症専門医や保健師が家族や介護支援専門員等からの相談を受け対応します。

（6）若年性認知症への対応

若年性認知症の当事者や介護者が情報交換したり、相談できる場を提供し、不安・孤独感の解消に努めます。

また、当事者の声を拾い上げ施策に反映できるように進めていきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開 催 回 数 (回)			3	6	6	6
参 加 延 べ 人 数 (人)			15	30	30	30

（7）徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

認知症等により徘徊のために行方が分からなくなった高齢者を、早期に家族の元へ帰すことを目的に、徘徊する恐れのある高齢者を登録し、保護されたとき身元がすぐ確認できるよう、QRコードラベルや登録証を配布しています。さらに、徘徊する認知症の人への適切な声かけができるよう、QRコードラベルを活用した模擬訓練を実施し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、早期発見のために警察や行政、民間企業や地域の人とのネットワークの充実を図ります。

○事業の実施状況と見込み（徘徊高齢者等SOSネットワーク事業）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登 録 者 数 (人)	34	63	60	60	65	70

○事業の実施状況と見込み（徘徊模擬訓練）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開 催 回 数 (回)			1	1	1	1
参 加 延 べ 人 数 (人)			187	180	180	180

3 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けていくためには、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療と介護が受けられる環境整備が重要となっています。

本市では、平成28年9月に開院した石巻市立病院と医師会などと連携し、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築に向けた取組を検討します。

また、在宅医療と在宅介護の現状と課題を把握し検討を行うとともに、医療・介護関係者間の情報共有を支援しています。

さらに、医療・介護関係者の連携支援のために市のホームページで情報提供を行っています。地域住民に対しては、出前講座の開催やパンフレットの配布などにより、在宅医療と介護の連携について理解を促進していきます。

今後も、住み慣れた地域で必要なサービスや支援が受けられるような体制を整備します。

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療・介護関係者が、照会先や協力依頼先を適切に選択、連絡できるようにするため、医療・介護関係者の連携に必要な情報を掲載したホームページ（石巻市在宅医療・介護連携ウェブサイト）を平成29年度から運用しています。

今後も、ホームページへの情報掲載事業所の充実を図りながら、在宅医療・介護連携の推進に資する情報の提供に努めます。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ホームページ情報掲載 事業所数(事業所)		情報収集	206	215	225	235

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等により、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行います。

課題の抽出に当たっては、必要に応じて、在宅医療や介護を提供している人などに対してアンケート調査やヒアリングを行います。

（3）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と在宅介護が夜間・休日、容態急変時の対応等、切れ目なく提供される体制の構築に向けて、必要な取組を検討します。

具体的には、在宅医療を行っている医師のバックアップ体制の構築や石巻市立病院におけるバックアップベッドの運用等について、関係機関とともに検討を行い、地域の実情に応じた取組を行います。

（4）医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。

（5）在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援します。

（6）医療・介護関係者の研修

医療と介護は、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や、情報共有が十分にできていないなどの課題があります。このため、多職種が連携するためのグループワーク等を活用した研修を通じて、地域の医療・介護関係者が、お互いの業務の現状、専門性や役割等を知り、「顔の見える関係」を構築するなど、現場レベルでの在宅医療と介護の連携が促進されるような研修を行います。

なお、研修の実施に当たっては、地域の医療・介護関係者が主体的に企画、運営できるよう支援します。

○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
研修会	開催回数（回）			2	5	5	5
	参加人数（人）			200	350	350	350

（7）地域住民への普及・啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係職種の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることも重要です。

また、地域住民が終末期ケアの在り方や在宅での看取りについて理解することも、適切な在宅療養を継続するために重要であるため、在宅医療や介護に関する出前講座の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地区座談会	開催回数（回）	6					
	参加延べ人数（人）	121					
出前講座	開催回数（回）		17	70	70	70	70
	参加延べ人数（人）		495	1,050	1,050	1,050	1,050
市民向け 講演会	開催回数（回）				1	1	1
	参加人数（人）				200	200	200
パンフレット 配置	配 置 数				10,000	10,000	10,000

（8）在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

石巻医療圏内（2市1町）の市町及び宮城県と協力して、共通の情報共有の方法等、広域連携が必要な事項について地域の実情に応じて検討を行います。

4 生活支援サービスの体制整備

住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域における高齢者を支える担い手が必要です。

地域の支え合い体制を推進するため、重要な生活支援コーディネーターを配置し、協議体と協力しながら、地域の様々な活動をつなぎ、高齢者の生活支援サービスの開発やサービスの担い手の発掘・養成等を行います。

今後も、地域包括支援センターや関係機関との連携を強化するとともに、元気な高齢者自身も地域の担い手として活躍できる体制づくりを推進します。

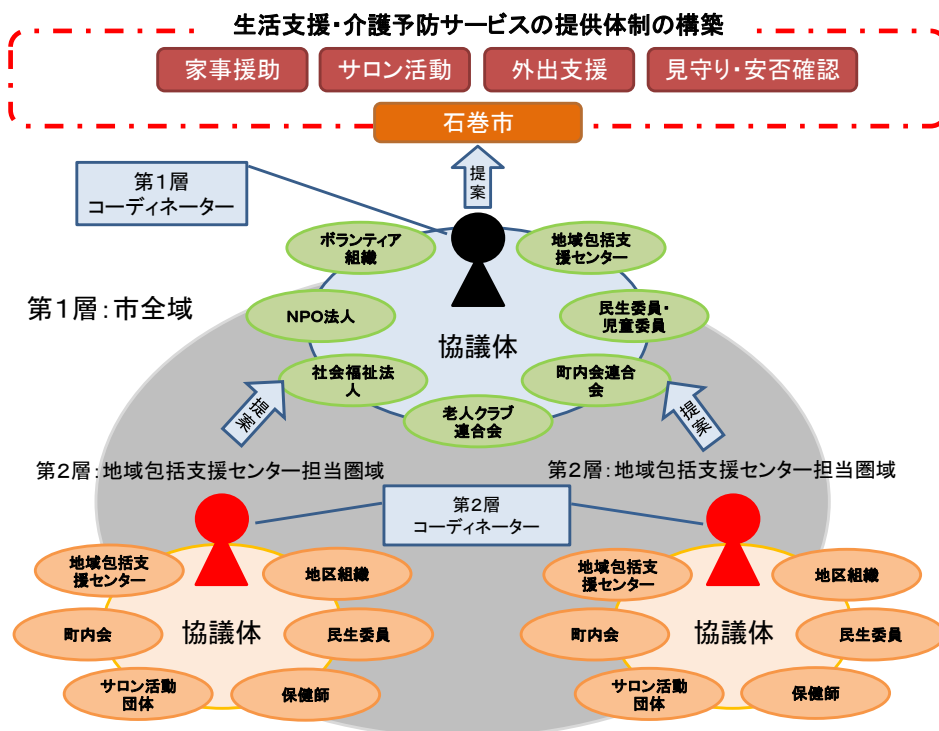
（1）地域づくり支援事業

生活支援コーディネーターの配置や地域コミュニティ、地域包括支援センター、民生委員、保健師等が連携して、地域ごとに第2層協議体を設置することにより、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第2層生活支援 コーディネーター配置数		13	13	13	13	13
第2層協議体設置数				3	8	16

【第2層協議体のイメージ図】



5 高齢者の生活支援の充実

高齢になると、日常生活の中で困難なことや不安なことが多くなっていくため、一人暮らし高齢者等の日常生活を支援する福祉サービスの充実が重要となっています。

アンケート調査結果によると、介護保険対象外のサービスで今後利用したいと思うサービスは、配食サービス、緊急通報装置の給付・貸与、外出支援サービス、軽易な日常生活援助、訪問理美容サービスなどの利用意向が多くなっています。

今後も、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支援するためのサービスの充実を図ります。

（1）一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業

在宅の一人暮らし高齢者等に対し、家庭用の緊急通報装置を貸与し、緊急事態における迅速かつ適切な対応を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
新規設置数（台）	53	59	67	60	60	60
設置延べ数（台）	487	489	500	500	500	500

（2）外出支援サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者が通院や在宅福祉サービス等のために福祉タクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成することにより、在宅高齢者の外出する機会を増やし、高齢者の生活支援や介護者の負担軽減を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ件数（件）	1,138	1,108	1,200	1,200	1,200	1,200

（3）訪問理美容サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等で理容院や美容院へ出向くことが困難な方に対し、理容師等が直接自宅へ出向いて理美容サービスを提供することにより、心身ともに快適な生活を送ることができるよう支援を行うとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ件数（件）	69	54	60	60	60	60

（4）高齢者日常生活用具給付等事業

一人暮らし高齢者等が自立した生活が送られるよう、各日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

○給付・貸与の状況

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付	電磁調理器（台）	2	0	2	2	2	2
	火災報知器（台）	0	1	5	5	5	5
	自動消火器（台）	1	0	0	0	0	0
貸与	高齢者用電話（台）	1	0	1	1	1	1

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数（人）	4	1	8	8	8	8

（5）高齢者保護措置事業

原則として 65 歳以上の高齢者であって、身体上、精神上、環境上等の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームへの入所の措置をしていきます。

○入所措置の状況

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
万 生 園 (人)	71	73	74	73	73	73
きたかみ園 (人)	0	0	0	0	0	0
ひばり園 (人)	10	10	11	11	11	11
偕 楽 園 (人)	1	0	0	1	1	1
松 風 荘 (人)	1	2	2	2	2	2
松 寿 園 (人)	1	1	1	1	1	1
合 計 (人)	84	86	88	88	88	88

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
判定委員会 入所許可者数 (人)	14	10	10	12	12	12
養護老人ホーム等 入所者数 (人)	13	10	10	12	12	12

（6）養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法に規定された老人福祉施設であり、65 歳以上の高齢者であって、身体上、精神上、環境上等の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が入所し、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設です。

本市においては、「養護老人ホーム万生園」がありますが、石巻地区広域行政事務組合の特定事業（PFI 事業）により、維持管理、運営は平成 21 年 4 月 1 日より、広域行政事務組合から社会福祉法人こごた福祉会へ移譲、今日まで適正な運営が行われています。

今後も、石巻地区広域行政事務組合を構成する中核市として、構成市町、こごた福祉会と連携を密にし、引き続き必要な支援を行います。

6 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

判断能力の低下や認知症の症状により、虐待などの人権や権利が侵害されるリスクが高まる可能性があるため、高齢者の権利を守る体制づくりが重要となっています。

高齢者の虐待に迅速に対応するため、虐待防止センターにおいて、各関係機関と連携を図りながら支援しています。

虐待は、早期発見・早期対応が重要なことから、今後も地域包括支援センターや関係機関と連携し、地域で見守る体制を強化するとともに、成年後見制度の周知徹底、虐待防止センターの職員等の専門性の強化を図ります。

（1）成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、市長が家庭裁判所に対して成年後見、保佐及び補助の開始に係る審判の請求等を行います。

○事業の実施内容

対 象 者	次の要件をおおむね満たした方 ・ 事理を弁識する能力の程度が低い方 ・ 生活状況及び健康状況が不十分である方 ・ 配偶者及び四親等内の親族による保護の可能性が低い方 ・ 行政等が行う各種施策及びサービスの利用並びに日常生活上の支援が必要な方
サービス内容	・ 審判の請求に要した費用を市が負担する。 ・ 成年後見人、保佐人及び補助人への報酬に関し、助成金を交付する。

○事業の実施状況と見込み

区 分	対象者	実 績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
後 見 (件)	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	10	9	20
保 佐 (件)	判断能力が著しく不十分な方	0	1	0
補 助 (件)	判断能力が不十分な方	0	0	0

（2）高齢者虐待への組織的対応

平成 24 年度まで高齢者・児童・障害者虐待及びドメスティック・バイオレンス（DV）対応については担当部署ごとに行っていましたが、各種虐待が複合する事案への相談及び支援業務に一連性を持って迅速かつ適切に対応するため、「虐待防止センター」を平成 25 年度に設置しました。

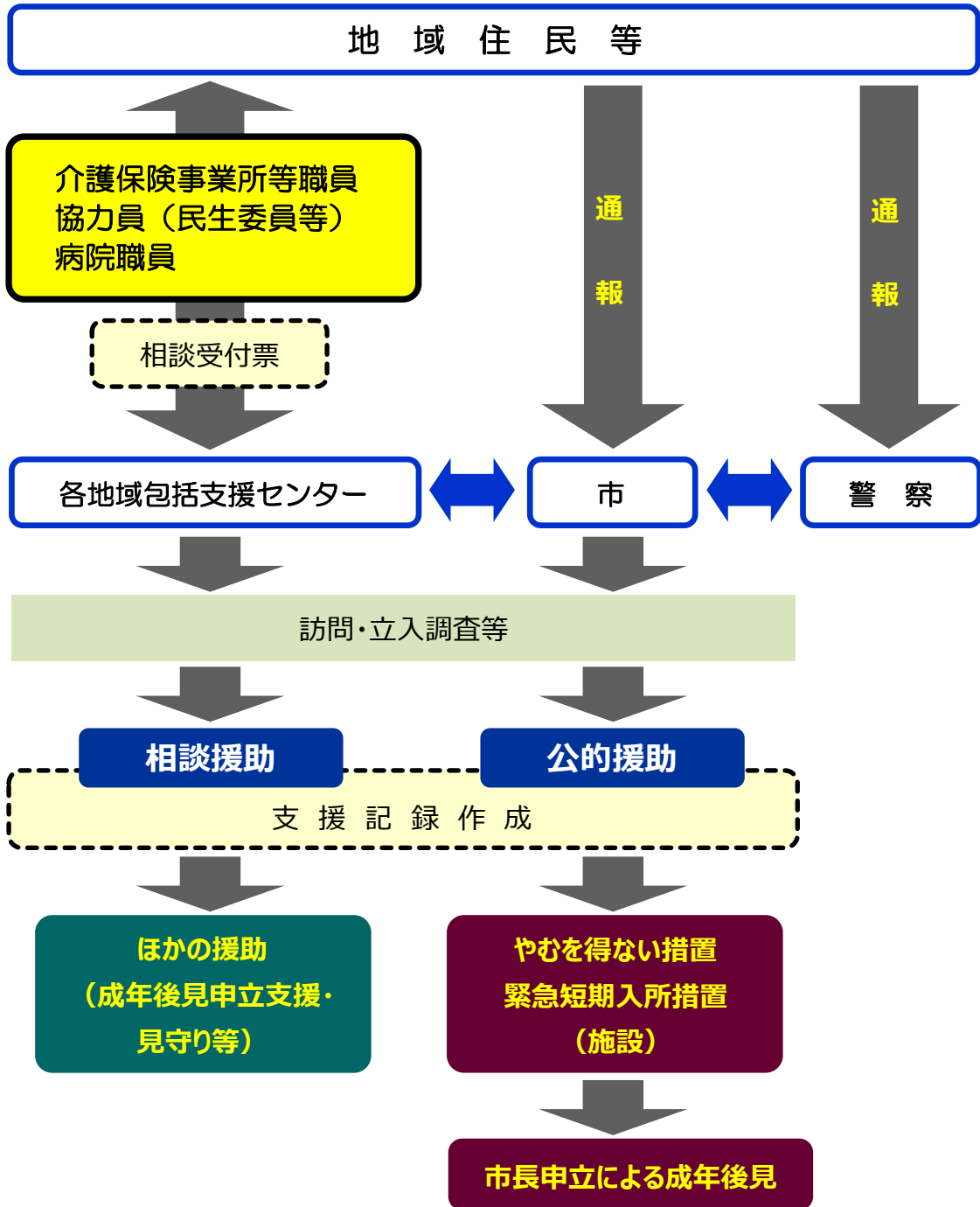
高齢者虐待については、事案内容に応じて下表の各機関と連携を密にして対応していますが、引き続き関係機関が一体となり、虐待を受ける高齢者の保護及び権利擁護並びに養護者への支援を行います。

主な関係機関	石巻市高齢者施策担当課 石巻市地域包括支援センター 石巻警察署・河北警察署 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム 石巻市医師会・桃生郡医師会 仙台弁護士会 宮城県司法書士会石巻支部 特定非営利活動法人 宮城福祉オンブズネット「エール」 リーガルサポート宮城県支部 石巻市社会福祉協議会 石巻市民生委員・児童委員協議会
--------	---

（3）高齢者虐待対応体制

本市で発生する高齢者への虐待に対しては、地域包括支援センターと連携を図り、関係機関が一体となって適切かつ迅速な対応に努めます。

【連携フローチャート】



7 高齢者の居住環境の充実

元気な高齢者はもとより、介護が必要となっても、家族の介護やサービスを受けながら住み慣れた環境で最期まで暮らし続けたいとの願いを叶えられる環境整備が求められています。

高齢者個々の生活環境や身体状況に応じて、手すりの取付けや段差解消など、快適な生活になるよう支援しています。

住み慣れた自宅がより良い居住環境となるよう、一人一人の生活環境や身体状況に応じた居住環境の支援を行います。

（1）住宅改修・福祉用具利用の支援

自宅での手すりの取付け等が高齢者一人一人の生活機能に合わせた改修となるためには、一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護支援専門員による相談・指導等の住宅改修に係る支援が必要です。そのため、本市では介護支援専門員が住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合に発生する経費の助成を行っています。

また、高齢者個々の生活環境や身体状況に応じた福祉用具を利用することでも、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。このことから、適切な利用方法の指導や情報提供による福祉用具の普及・啓発を行い、高齢者の自宅での生活支援の推進を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住宅改修 理由書作成助成数（件）	14	5	10	10	10	10

（2）バリアフリー住宅普及促進事業

身体状態に応じた住宅の改良に要する費用に対して助成を行い、高齢者が居宅において安心して住み続けられるよう支援します。

○助成内容

改良工事内容	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等
助成内容	市民税非課税世帯において、住宅の改良を行った対象経費の9割助成（要支援及び要介護者は対象外）

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ件数（件）	2	1	4	4	4	4

（3）高齢者世話付住宅事業

高齢者世話付住宅の設置に伴い、生活援助員（ライフ・サポート・アドバイザー）を派遣し、居住者に対し、必要に応じて生活指導、相談、安否確認、一時的な家事介助、緊急時の対応等のサービスを実施します。

○派遣状況

派遣人員	2人 (1日交替・常駐1人)
派遣時間	8:30~17:00

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
入 居 戸 数 (戸)	7	7	7	10	10	10
入所者実人数 (人)	8	8	8	10	10	10